

平成 1 8 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業

事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業

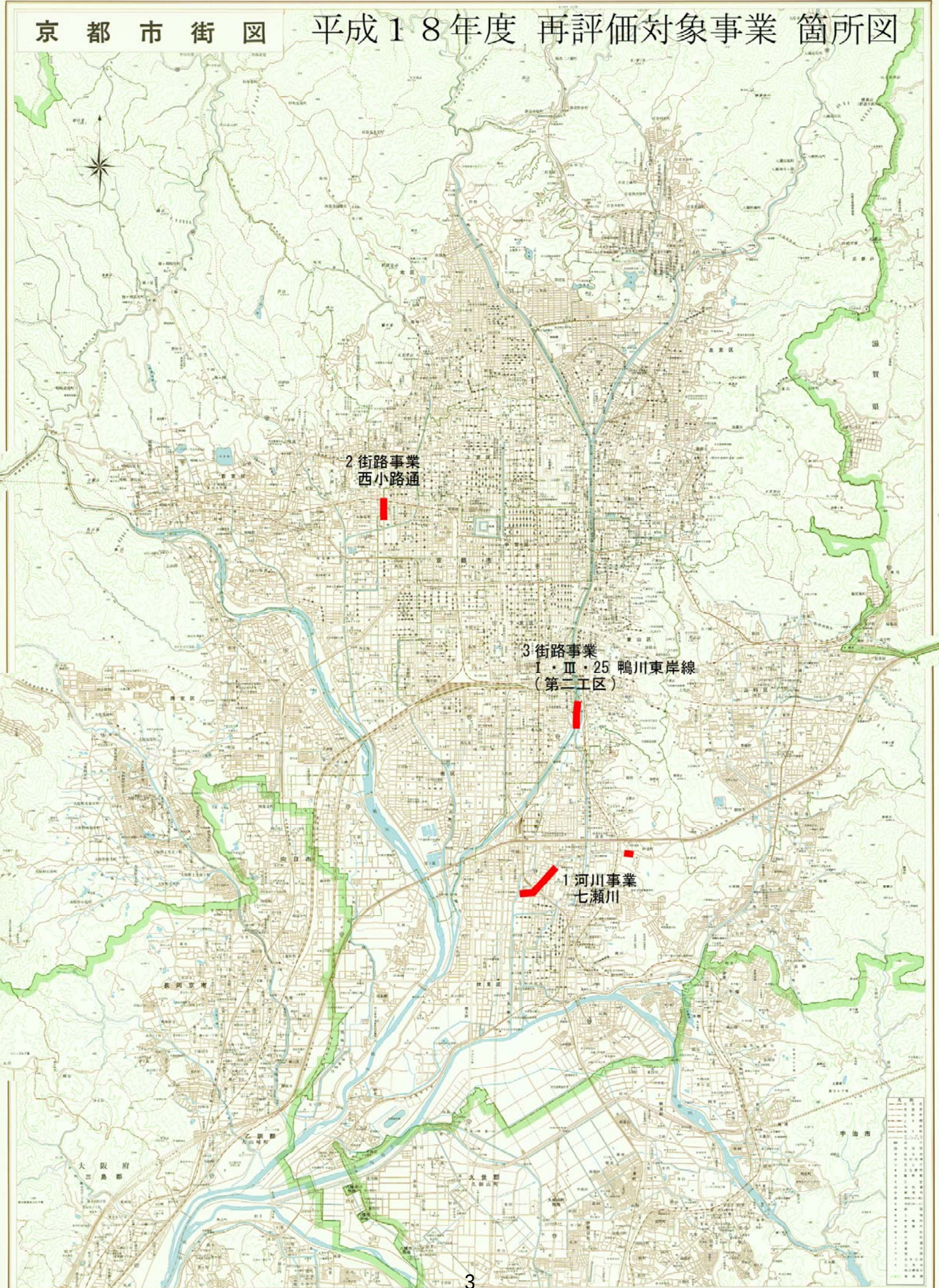
再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業

社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	事業進捗率(%)	頁	備考
河川事業	1	補	七瀬川	延長 L=1,095m(950+145) 幅員 W=10.80 ~ 15.70m	H4		15	83	2	平成 13 年度 再評価実施
街路事業	2	単	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11m	H4		15	53	12	平成 13 年度 再評価実施
	3	補	・ ・ 2 5 鴨川東岸線 (第 2 工区)	延長 L=515m 幅員 W=21.0 ~ 30.6m	H9		10	64	21	

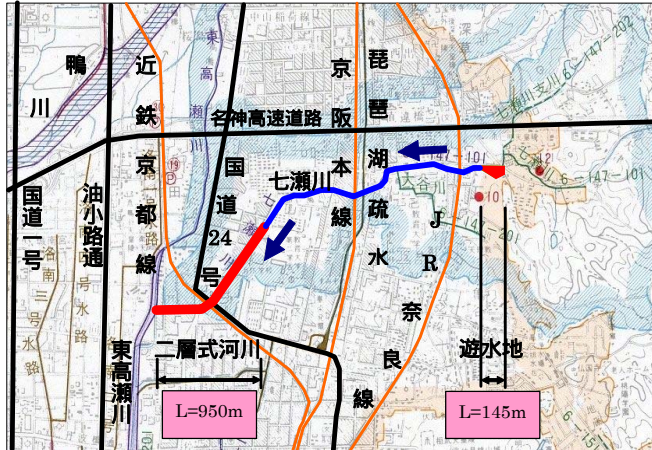
* 事業進捗率は平成 1 7 年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

京都市街図 平成18年度 再評価対象事業 箇所図



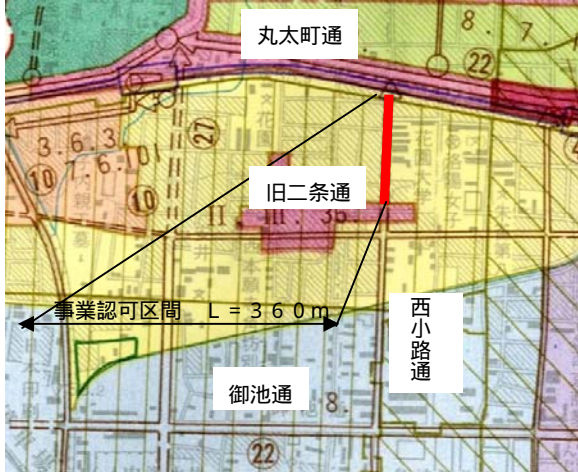
平成 18 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 20 年 3 月末)

事業名	河川事業 七瀬川		事業所管課	建設局水と緑環境部 河川整備課
事業区間	自：伏見区竹田狩賀町（東高瀬川合流部） 至：伏見区深草大亀谷東久宝寺町（遊水池）		延長及び幅員	延長 L = 1,095m（950+145） 幅員 W = 10.80～15.70m
事業採択年度	平成 4 年度	完成予定年度	当初：平成 13 年度 変更：平成 25 年度	
平成 18 年度再評価時点での課題，問題点			箇所図	
・本事業は特に問題点がないため，京都市の対応方針のとおり事業継続が妥当であるとの委員会の意見をいただいた。 ・課題としては，上中流部での宅地化の進行に伴い，早期に上流部の遊水池整備に向け着手する必要があることである。				
平成 19 年度の実績				
・二層式河川工事区間までの下部工の築造完了 ・二層式河川工事区間までの残りの上部工の築造着手				
平成 20 年度以降の実績				
当面の目標				
・上流部の遊水池の設計に着手し，早期の完成をめざす。				
事業効果				
・都市河川としての治水安全度の向上				
発現年度				
・平成 25 年度				

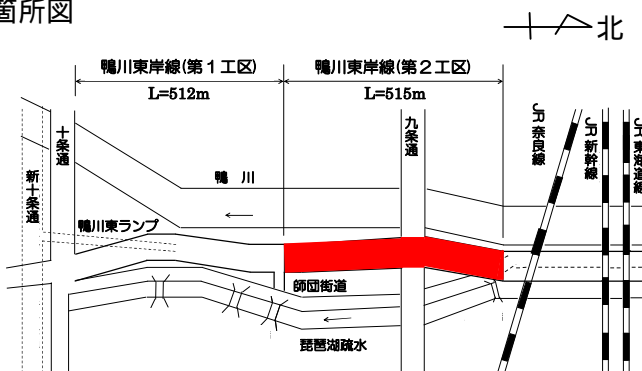
平成18年度再評価事業フォローアップ調書

(平成20年3月末)

事業名	街路事業 西小路通		事業所管課	建設局道路建設部道路建設課
事業区間	自：右京区花園春日町（旧二条通） 至：右京区花園藪ノ下町（丸太町通）		延長及び幅員	延長 L = 360 m 幅員 W = 11 m
事業採択年度	平成4年度	完成予定年度	当初：平成 7 年度 変更：平成 20 年度（事業認可最終施行年度）	
平成18年度再評価時点での課題，問題点 一部箇所において用地交渉が難航している。			箇所図 	
平成19年度の取組 公社買収による用地取得および用地の買戻しを行った。				
平成20年度以降の取組 当面の目標 買収対象となるマンション権利者との交渉を進め残りの用地買収に取り組むとともに，道路詳細設計を行う。 事業効果 本区間の整備を行うことにより，交差する東西主要幹線道路を結ぶ幹線道路として，安全かつ円滑な道路交通の確保を図る。				

平成 1 8 年度再評価事業フォローアップ調書

(平成 2 0 年 3 月末)

事業名	・ ・ 2 5 鴨川東岸線（第2工区）		事業所管課	建設局事業推進室			
事業区間	自：京都市東山区福稲柿本町 27-1 至：京都市東山区福稲岸ノ上町 12		延長及び幅員	延長 L = 5 1 5 m 幅員 W = 2 1 . 0 ~ 3 0 . 6 m			
事業採択年度	平成 9 年度	完成予定年度	当初：平成 1 5 年 3 月 3 1 日 変更：平成 2 2 年 3 月 3 1 日				
平成 1 8 年度再評価時点での課題，問題点 （用地買収の難航による事業の遅れ） 本事業区域は，大型物件や共有通路等が存在し相続手続きが多く，また，借家人の移転交渉に予測以上の時間を要したため事業が遅れたものである。		箇所図 					
平成 1 9 年度の取組 （用地買収） 平成 1 9 年度は，3 筆分・合計 9 5 2 m²の事業用地について買収を完了した。これにより，用地取得進捗率は 9 8 . 7 % となった。 （道路詳細設計の見直し） 道路橋示方書の改定に伴い，道路詳細設計（橋梁部の構造）について見直しを行った。 （関連） 隣接する鴨川東岸線第 1 工区が第 2 工区のとおりあい部を除き，平成 1 9 年 5 月 3 1 日供用を開始した。							
平成 2 0 年度以降の取組 当面の目標 （用地買収） 残る 2 筆の共有通路（合計 2 8 m²）の用地取得に向けて，努力を続けていく。 （工 事） 九条通北側で橋台基礎工事に着手する。 事業効果 ・ 現在建設中である京都高速道路（新十条通）のアクセス道路として，交通の円滑化と地域の活性化に寄与する。 発現年度 ・ 平成 2 1 年度							